

令和2年6月12日

保護者の皆様

練馬区立関町北小学校

校長 大野 泰弘

新型コロナウイルス感染者等が確認された際の対応について

向夏の候、保護者の皆様には、ますますご清栄にてお過ごしのことと存じます。日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、今週は、学級ごとの保護者会にお集まりいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今回の保護者会では時間の関係で詳しくお伝えできませんでしたが、本校で、新型コロナウイルスの感染者の発生、あるいはPCR検査を受診したこと等が確認された場合、練馬区のガイドラインに沿って下記のように対応させていただきます。

本校関係者では、今のところ、感染者もPCR検査受診者も確認されてはおりませんが、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めてまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 学校においてPCR検査を受診する発症者が出た場合の対応

(1) 児童の場合

ア 感染の疑いのある児童が出た場合、学校は、本人の症状・状況・学校への登校・兄弟姉妹やご家族の状況等を把握いたします。

イ PCR検査を受診した〔あるいは、受診予定の〕児童を把握した場合、当該児童を出席停止にするとともに、教育委員会〔保健給食課学校保健係〕に報告いたします。

なお、教育委員会〔保健給食課学校保健係〕が、練馬区保健所から学校が把握していないPCR検査受診者を確認した場合、当該校に連絡をいたします。

ウ 学校は、PCR検査受診者発生の旨をプライバシーに配慮したうえで、通知または学校連絡メールにより全ての保護者に周知いたします。

エ 【PCR検査の結果が「陽性」の場合】

学校は、検査結果および今後の対応を全ての保護者に通知または学校連絡メールにより周知したうえで、原則2週間〔最終登校日から起算〕の臨時休業〔学校閉鎖〕を行います。当該児童については治癒するまでの間、出席停止といたします。練馬区保健所は、疫学調査等により濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行います。学校および教育委員会は、練馬区保健所の指導・助言を参考に、当該児童の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行います。

オ 【PCR検査の結果が「陰性」の場合】

学校は、検査結果および学校継続の旨を全ての保護者に周知いたします。

(2) 教職員の場合

「1(1)児童の場合」と同様の取扱いといたします。なお、この場合は、当該教職員が居住する地域を管轄する保健所が、その担当保健所となります。

2 学校において濃厚接触者を把握した場合〔同居家族が発症した場合など〕の対応

(1) 児童の場合

- ア 保護者や児童から濃厚接触者である旨の情報を得た場合、学校は、教育委員会〔保健給食課学校保健係〕に報告いたします。
- イ 学校は感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童に対して出席停止の措置を行います。出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間といたします。
- ウ 教育委員会は、練馬区保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認したうえで、必要に応じて臨時休業〔学級閉鎖・学年閉鎖〕を検討いたします。
- エ 学校は、保健所の指示・助言に基づき、必要に応じて他の児童の健康観察を行います。
- オ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、全ての保護者に周知いたします。

(2) 教職員の場合

- 学校は、教職員が同居する家族の中に発症者がいる等、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合は、当該教職員が居住する地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認したうえで、感染の有無等、その状況が明らかになるまでの間、当該教職員を自宅待機とさせます。
- その他の対応については、「2(1) 児童の場合」と同様の取扱いといたします。

3 児童のご家族や教職員の家族が濃厚接触者となった場合の対応

- いずれも通常の生活を行って構いませんが、毎日の検温と健康観察を継続します。保護者のご判断により児童を欠席させる場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」として記録を行います。

問い合わせ先：本校副校長 笠原まで 電 話：03〔3920〕1027
